

報告第 27 号

専決処分の報告について

施設管理上の事故による損害賠償額について、市長専決処分指定の件
第 4 の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、地方自治法第
180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 3 日

提出者 長野市長 荻 原 健 司

専決第 2 1 号

専 決 処 分 書

施設管理上の事故による損害賠償額について、市長専決処分指定の件
第 4 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 1 8 日

長野市長 荻 原 健 司

施設管理上の事故による損害賠償額について

1 損害賠償額 金 2 9 , 8 7 6 円

2 相 手 方